

特記仕様書（案）

業務名 城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務

業務番号 4-建委-1

業務場所 京都府木津川市山城町上狛 地内

履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

第1条（適用範囲）

本仕様書は、木津川市（以下「発注者」という。）が実施する「城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、これに示す以外は「土木設計業務等共通仕様書（案）」（令和元年8月京都府）（以下「共通仕様書」という。）、その他関係基準及び関連する関係諸法令に基づくものとする。

第2条（目的）

本業務は、木津川市山城町上狛地内で予定している「にぎわい拠点整備」に関し、官民連携による地域活性化のための基盤整備を推進するため、基本構想の策定等に必要な調査、施設の整備・管理運営手法に関する調査（PPP/PFI導入可能性検討調査）及び概略設計等を行うものである。

第3条（一括委託又は一括下請けの禁止）

受注者は、委託業務の全部又は一部分を第三者に委託、若しくは請負わせてはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

第4条（技術者の要件）

本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、下記の資格及び実績を有する者とし、「参加意向表明書類又は技術提案書提出時」に記載された者を配置すること。なお、下記ア)～キ)に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。

技術者を変更する場合は、本仕様書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件を満足し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、変更後の技術者のテクリスへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。

- ア) 病気等により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
- イ) 当該技術者が死亡した場合
- ウ) 当該技術者が退職した場合
- エ) 当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
- オ) 当該技術者が出産、育児、介護のため職務が遂行できない場合
- カ) 発注者の責により履行期間延長となった場合
- キ) その他の理由による場合

（1）管理技術者

管理技術者は、下記①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者であること、また、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にある者であることとする。なお、管理技術者は他の技術者と兼ねることはできない。

①以下のいずれかの資格を有する者

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目「道路」又は「都市及び地方計画」に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ 技術士「道路部門」又は「都市及び地方計画部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）により「道路部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）
- オ 国土交通省登録技術者資格^{※1}（施設分野：「道路」又は「都市計画及び地方計画」、業務：計画・調査・設計）

※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成 26 年 11 月 28 日国土交通省告示 1107 号）第二条 2 項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

②平成 24 年度以降公告日までにおいて、国又は地方公共団体等が発注した同種業務についての実績（完成）を有する者であること。ただし、管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限るものとし、再委託による業務又は照査技術者としての実績は含まないものとする。なお、同種業務とは、道路休憩施設（道の駅、サービスエリア、パーキングエリア等）において、以下の内容のいずれかを実施した業務のことをいう。

- ・ PPP 又は PFI の導入可能性調査検討業務
- ・ 官民連携手法を活用した事業スキームの検討又は事業化の検討業務
- ・ 官民連携手法の内容を含む基本構想又は基本計画の策定業務

（2）照査技術者

照査技術者は、以下のいずれかの資格を有し、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3 ヶ月以上の雇用関係）にある者であることとする。なお、業務実績については求めないが、照査技術者は他の技術者と兼ねるこはできない。

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目「道路」又は「都市及び地方計画」に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - イ 技術士「道路部門」又は「都市及び地方計画部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ウ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - エ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）により「道路部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）
 - オ 国土交通省登録技術者資格^{※1}（施設分野：「道路」又は「都市計画及び地方計画」、業務：計画・調査・設計）
- ※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成 26 年 11 月 28 日国土交通省告示 1107 号）第二条 2 項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

（3）担当技術者

担当技術者は、以下のいずれかの資格を有し、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3 ヶ月以上の雇用関係）にある者であることとする。なお、業務実績については求めないが、管理技術者の有する資格が「道路部門」の場合は「都市及び地方計画部門」、管理技術者の有する資格が「都市及び地方計画部門」の場合は「道路部門」を有する者を最低 1 名配置すること。

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目「道路」又は「都市及び地方計画」に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ 技術士「道路部門」又は「都市及び地方計画部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）により「道路部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）

才 國土交通省登録技術者資格^{※1}（施設分野：「道路」又は「都市計画及び地方計画」、業務：計画・調査・設計）

※1 國土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等 の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成 26 年 11 月 28 日國土交通省告示 1107 号）第二条 2 項により國土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

第 5 条（提出書類）

「発注者が指定した様式」とは、木津川市が定める土木設計業務等関係書類の様式をいう。

第 6 条（打合せ等）

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ（5回）、成果品納入時の計7回を行うものとし、受注者は打合せ記録簿を作成し、発注者へ提出するものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第 7 条（秘密保持）

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容、情報等を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。そのため受注者は、これらの情報保護の観点から、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証又はプライバシーマーク（Pマーク）の付与を受けている者とする。

第 8 条（土地への立入り等）

- 1 現地調査を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし調査員の編成等に関連して別途必要となる場合は、

- 契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除されたとき等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
 - 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
 - 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

第9条（業務内容）

本業務の内容については、以下のとおりとする。

（1）計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

（2）基礎調査・需要予測に基づく基本構想の策定

①基礎データの収集（地域状況の把握）

以下の内容について、既往資料等を収集し整理する。

- ア) 整備予定地及び周辺の現状（位置、交通、インフラ整備、自然、歴史、文化、産業、観光、災害等）
- イ) 上位計画及び関連計画
- ウ) 整備の参考となる類似施設（道の駅等）

②アンケート・ヒアリング調査

にぎわい拠点整備へのアイディアを引き出し、地元の機運醸成を図りながら、施設テーマ（コンセプト）等の設定、需要予測及び施設規模を決定するため、アンケート・ヒアリング調査を行う。なお、調査対象には以下の団体を

含めるものとし、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された企画提案の内容を受けて決定するものとする。

- ア) 一般社団法人 京都山城地域振興社（お茶の京都 DMO）
- イ) 一般社団法人 木津川市観光協会
- ウ) JA 京都やましろ
- エ) 木津川市商工会
- オ) 木津川市地域公共交通総合連携協議会 事業者委員

③施設テーマ（コンセプト）の設定、コンテンツ・導入機能の検討

上記①、②の結果を基に、施設テーマの設定及び施設テーマに即したコンテンツ・導入機能を検討する。なお、導入すべき機能の検討については、国土交通省が定める「防災道の駅」の要件及び以下の内容を必ず含めるものとする。

- ア) 農産物等の直売所
- イ) 宿泊施設
- ウ) 子育て応援施設
 - ・ 24時間利用可能なベビーコーナーの設置
 - ・ 妊婦向け屋根付き優先駐車スペースの確保
 - ・ おむつのばら売り
 - ・ 施設情報の提供
 - ・ 子供用トイレ
 - ・ キッズスペース

④需要予測及び施設規模の検討

上記①～③に基づく基礎調査結果及び周辺道路の将来交通量推計を踏まえ、にぎわい拠点の一般的な需要予測を行い、整備すべき施設規模及びゾーニングを検討する。なお、需要予測については「観光需要予測」の内容を含むものとする。

⑤基本構想の策定

上記①～④に基づき基本構想を策定する。

(3) PPP /PFI 導入可能性調査

民間活力の導入による整備の可能性について（2）の結果等を基に検討を行い、最適な事業スキームについて基本的な考え方及び事業要件を整理し、PFI 手法等の導入可能性を調査する。

①基本事項・基本的な考え方の整理

既往調査結果・計画を踏まえつつ、（2）の結果等を基に、PPP/PFI 導入可能性調査の前提条件を整理する。

②民間事業者の意向調査

多様な民間事業者の関心や理解を得るとともに、事業化の可能性や参入意欲を聴取することを目的としたサウンディング調査を実施する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された企画提案の内容を受けて決定するものとする。

③法制度上の規制等の整理

本事業を、PPP/PFI 手法で実施する場合において、法制度上の規制等を整理する。

④事業手法の検討及び各手法のメリット・デメリットの整理

サウンディングの結果等を踏まえ、本事業に最適な事業手法を決定するため、複数案により分析・評価を行うとともに、各手法のメリット・デメリットの整理を行う。なお、事業手法の検討においては、以下の項目を整理する。

ア) 業務範囲

- イ) 業務範囲に対応する要求水準（サービス水準）
- ウ) 事業形態（サービス購入型、独立採算型、混合型等）
- エ) 事業方式（PFI、DBO 等、民間資金活用の有無を含む）
- オ) 事業期間

⑤リスク分担の検討

本事業を PPP/PFI 手法で実施する場合において、各業務段階で顕在化が想定されるリスクを洗い出し、市と運営事業者のリスク分担について検討する。

⑥VFM の算定

VFM 算定に必要な条件設定を行い、PPP/PFI による LCC を算定し、従来方式（PSC）との比較により、市の財政負担軽減効果となる VFM を算定する。なお、PSC 及び LCC の算定にあたっては、財源確保についても充分検討する。

⑦整備効果の整理

にぎわい拠点整備による効果について、定量的（交流人口、地元への経済効果等）及び定性的（広域的な観光振興への影響、地域振興・商業振興への影響等）な観点で整理する。

⑧スケジュール案の作成

本事業の全体スケジュールを検討するとともに、運営事業者選定スケジュールを検討する。

⑨事業化に向けた課題整理

本業務の検討結果を踏まえ、事業完了までに想定される今後の検討課題を整理する。

(4) 概略設計

上記の検討結果を踏まえ、にぎわい拠点及びアクセス道路の概略設計、概算数量及び概算工事費の算出を行う。

(5) その他

①会議打合せ等に係る開催支援

基本構想策定等に係る庁内プロジェクトチーム等の会議の開催について、以下の支援を行う。会議の回数は6回を想定し、1回あたりの規模は30人程度とする。

ア) 会議資料の作成、説明、想定質疑応答等の補助

イ) 議事録の作成、議事概要の取りまとめ補助

②パブリック・コメント手続用資料の作成及び実施支援

基本構想策定にあたって、広く市民から意見を聞くため、パブリック・コメントを実施することとし、以下の支援を行うものとする。

ア) パブリック・コメント用閲覧資料及び電子データの作成補助

イ) 提出された意見の整理、取りまとめ及び分析補助

③関係機関協議

事業予定区域内の河川管理者及び道路管理者、その他、上下水道部局、関西電力(株)等との事前協議のための資料を作成、協議打合せの補助を行うものとする。なお、協議回数は、計5回程度を想定している。

④照査

以下の内容について照査を行うこととする。

- ア) 設計方針、設計条件等の妥当性
- イ) 断面形状、施設配置計画、施行計画等の妥当性
- ウ) 成果品の適合性、整合性

⑤報告書作成

本仕様書に基づき、業務成果を分かりやすく取りまとめて報告書を作成する。

第10条（成果品の提出）

報告書の提出部数は1部とし、電子データとしてCDも2部提出すること。（電子データの様式については監督職員と協議の上決定する。）

第11条（土木設計業務等変更ガイドラインの遵守）

業務の変更にあたっては、「土木設計業務等変更ガイドライン（令和4年4月、木津川市建設部）」を遵守して行うものとする。

第12条（その他特記事項）

- 1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 2 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- 3 報告書の作成においては、章・節等を明瞭にするものとし、設計業務に係わり使用した「図書・基準書」は報告書の設計条件に明記するとともに、「式・数値基準」については、関係図書及び記載箇所を明示するものとする。
- 4 報告書において、電算の結果書を添付する場合は、その入力条件及び計算式が明瞭に確認できる記述を行うものとし、

- 電算の結果書の添付を行わない場合は、計算結果が明確に確認できるようにするものとする。
- 5 設計業務にあたって、明確な計算手法が認められない場合は、計算過程において、その式を採用した根拠を工学的観点より報告書に論述するものとする。
 - 6 報告書中に使用又は準用した式及び数値の根拠等について、監督職員より問い合わせ等があった場合は、文書で監督職員の指定する期日までに報告するものとする。
 - 7 基準書などについては最新版を用いるとともに、監督職員と協議の上、必要に応じ基準の改訂を先取りすること。また、用いた仕様書や基準書の一覧を作成すること。

以上